

けっして混乱ではない、四ヶ月間の議会内容

議会の開催は、年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会議(各会期は10日間から2週間、実質は2日から3日)と臨時議会(通常当日のみ)が通例です。
ところが今回は、5月27日の臨時議会開催から始まり、6月定例会議、9月定例会議と4ヶ月以上連続して開かれ、10月7日に無事終了しました。やっとここに、議会活動報告紙としての「村民かわら版」を発行できることになりました。
半年間の「無沙汰をお詫び申し上げます」。

議会が長期間連続した理由

村長は、3月31日に村の観光施設の売り上げを全て(株)観光振興公社の収入とするという条例改正や、不当な工事請負変更契約などの議案を、議会の意志(否決など)を無視して専断し、そのうえ全国でも稀に見る平成21年度の「当初予算」まで「専断処分」にしてしまった(詳細は50号参照)。5月の臨時議会でのその理由を質問したところ、専断処分の主な理由は、議会を召集する時間的余裕がなかった」という回答だった。(最終的には村長が陳謝)

しかし専断処分は、緊急避難的な措置で濫用は議会軽視(無視)になる。そうであれば、議会はいつでも提出議案の審議に応じられる体制にしておく必要があった。

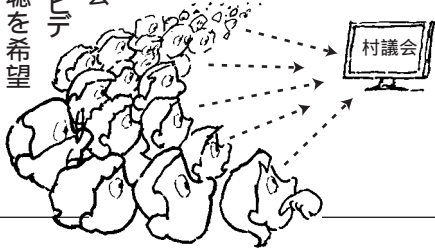
2人の議員の失職により、村長側近が「一年中議会を開かず、専断でやればよい」と発言している情報があり、議会として対応をする必要があった。
議会や議員は、会期中「が主な活動期間であるため、会期を延ばすことにより、執行部職員、議員が常に緊張関係をもつて村民サービスに当たることが

この間の変化および改革されたこと

専断処分や繰越予算措置に対し、議会からの監査請求を行い審査結果に対応する期間を保持する必要があった。

議会の公開性が向上

今まで非公開だった「全員協議会」(ほとんどの事務はここで審議する)を、正式に会議規則の中に位置づけ、「原則公開」として実施している。
近い将来、本会議は勿論、全員協議会の審議内容をテレビ等で放送するために会議のビデオ撮影を開始した。



議会のチェック機能が強化

県知事による失職議員の取消し処分に対し、「地方議会の自律権を侵害している」等を理由に、「抗議の意見書」を全議員10人で決議し、知事に送付した。さらに知事の取消し理由が、「兼業禁止(自治法92条の2)に該当しない」というのではなく、議会が十分審査しなかった「当人の弁明を聞かなかった」と

いう議会運営に係る内容のため、議会と村民の名誉のため議会調査権を発動した(100条調査委員会)。

100条調査委員会とは

市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づき、議会の議決により設置した特別委員会。関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求できる。証言・若しくは資料提出拒否に対し罰則(同条第3項)が定められている。

平成20年度決算審査特別委員会で、失職取消となつた2名の議員の関連する取引が、財務規則に違反しており、独占的で不正なペーパーマージン取引を指摘した。

当局がこの事実に対し「不適切だった」と認めため、今後の改善を求め、決算は承認しない」との議会決定をした。

花の都の部で農業振興を目的とした「元気再生事業」が、「元気再生推進協議会(会長は村長)」という団体により進められている。ところが国から正式に委託契約も、金額の決定も無いにもかかわらず、村は税金から4,000万円もの補助金を交付していた。

これに対し、9月定例会で全額を返還させることに決定した。

(新聞報道は「国と村から補助金二重取り」という見出しの記事。現場ではホウレン草やチンゲン菜などの栽培と販売をしているが、7月に20万株以上が立ち枯れた現場も確認しており、事業実施者の実態は不透明で、事業の内容も極めて不備である)

6月定例会に(株)観光振興公社の経営実態報告が行われた。その中で、年間約700万円も取引している村長の実弟が社長だった冷凍食品卸会社について質問した。
実は、この会社は実弟が昨年9月末に死去した後、代表も役員も存在しないのに公社との取引が続いており、さらに

本年度になって極端に取引額が増大するなど(4月は7倍)、その実態や経緯について村民から不審の声が届いていた。村長からは明確な答弁が得られず、やむなく議会の調査権を発動することになった(100条調査委員会)。

樋口の活動範囲と役割が広がる

6月定例会において、議会運営委員(4名で構成)に就任

同じく、観光経済常任委員長に就任。

早速、議会の付帯案件である上記「元気再生事業」について審議する(ここで4,000万円の不当な補助金交付の実態を発見し、改善を指示)

山中湖村、忍野村、富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村、西桂町の1市2町3村で構成する「富士五湖広域連合組合」の議員となる。

8月23日に広域連合の議会に初参加。この時、議会では8年ぶりという「一般質問」を行なった(要約は次の通り)。

東富士五湖道路無料化の実現に向けて
広域連合理事長の堀内茂富士吉田市長に
対しての一般質問

国道138号線の四車線化については、用地買収や予算など考えると、実現までには相当の時間と莫大な税金が必要となるが、少ない予算で短期間に実現できる渋滞解消策として、五湖道路の無料化を提案した。
さらに、五湖道路を背骨と

して各自治体への連結道路を増設・整備し、有機的な特色ある各地域づくりを推進する。
また、途中に「ユーポイント」を選定し、撮影や憩いの広場を設け話題性を高める。この提案を、先の衆議院選のおり、民主党坂口岳洋候補(当時)と話し合い、実現に向け互いに努力することを約束した。坂口岳洋さんが衆議院議員に初当選し、実現に向け準備開始!

樋口は元気で活動しています

樋口の活動範囲が広がり、より具体的な改革が実現してゆくと、それを不都合に思う人が出てくるからです。

そこで、事実上反した樋口を誹謗中傷する人が何回か村内にバラ撒かれ、それを見た方々から、事実確認や心配の電話を沢山いただきました。有難うございました。

また、「樋口は何も弁明しない」「弁明しないのは認めたことか」という声も確かに届いています。しかし、自分の名前や連絡先も書けない卑怯者の「バラ」に反応する義務は無いと考え、自分も問合せの方には丁寧な説明をしました。しかし、「バラ」内容はさらにエスカレートし、樋口を前科者にしたり、村民に誤解や不安を与える内容と成ったため、「バラ」を持参して富士吉田警察署に出向きました。

そして、ネタ元、印刷者、撒き手に関する情報を提供し、名誉毀損としてしかるべき対応をお願いしました。そして「バラ」は止まりました。

樋口は、「ご支援いただいたありがとうございます。村民の皆様を裏切るような行為は、断じて行っておりません。ご安心下さい。そして、「バラ」の内容を真に受け、樋口を誹謗する一部の軽率なうわさ話にも惑わされず、樋口を信じてくださる皆様にも、心よりお礼申し上げます。

今後も、どのような障害にも負けず、さらなる自己研鑽を重ねて、村民のために役立つ議員活動を勤めて参ります。
より一層のご支援(鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます)。

お気軽にご連絡、お問い合わせください。 村政についてのご要望やご不明な点など、お気軽にご連絡ください。皆さまの思いやご意見を、今後の活動にぜひ役立てたいと思います。

村議ひぐちの
村民かわら版
2009年 10月 17日 第51号 発行責任者・ひぐち重喜
〒401-0502 山中湖村平野 1698 TEL&FAX 0555-65-7023
ホームページ <http://h-kawaraban.jugem.jp/>
メール: am_in@m.fior.jp